

## 次期前橋市男女共同参画基本計画の策定について 基本的な考え方(案)

### 現在

#### 前橋市男女共同参画基本計画(第5次)「まえばし Wind プラン」

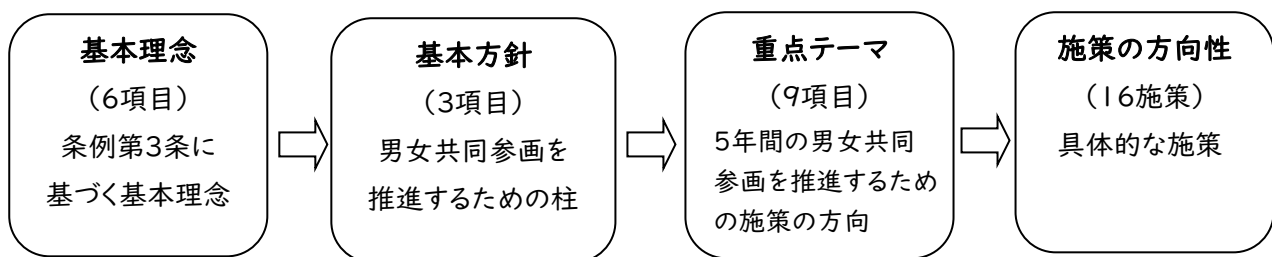
##### 【第5次の計画期間】

令和4年度～令和8年度(5年間)

##### 【第5次計画の性格・位置づけ】

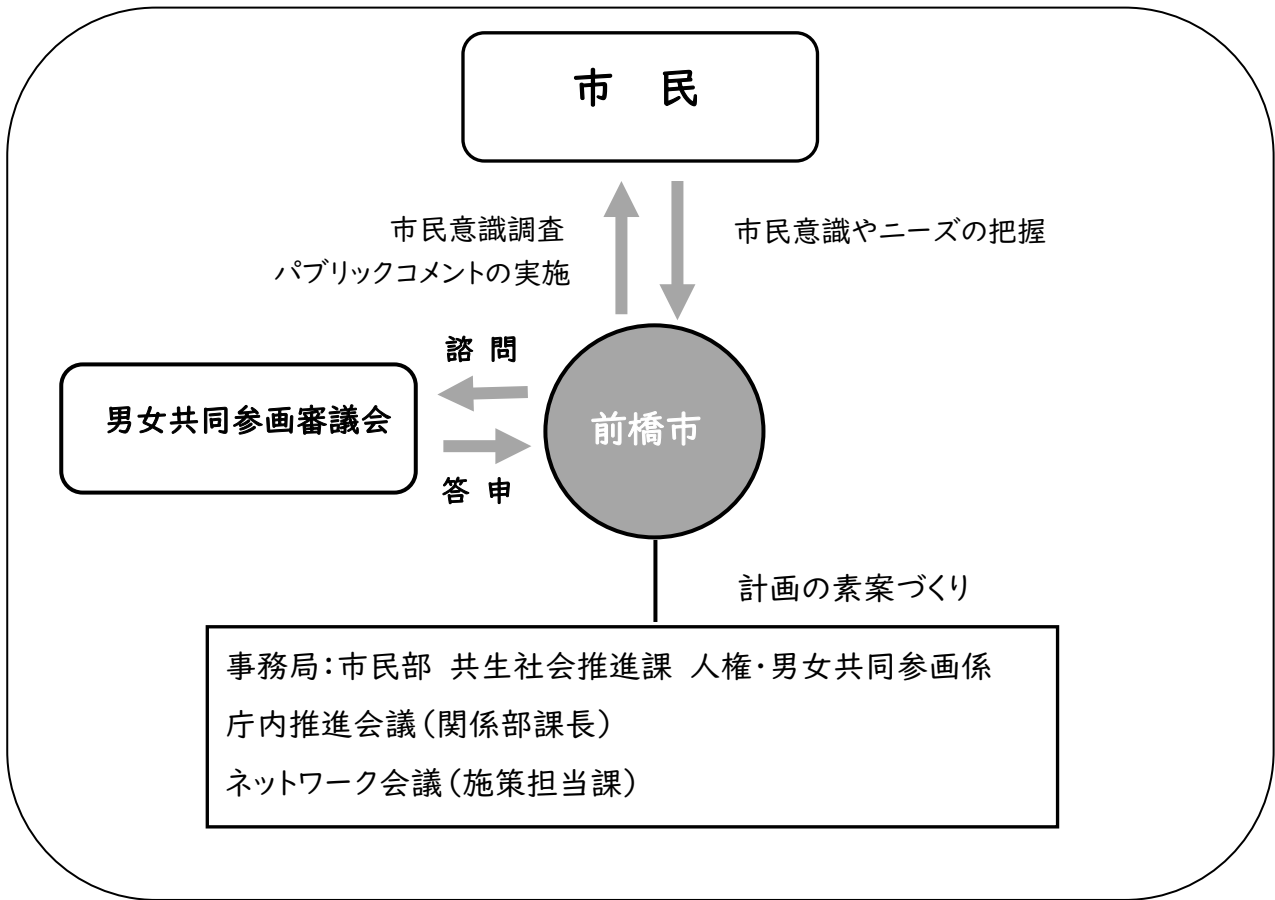
- ・男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
  - ・条例第9条に基づき、前橋市の男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために市長が定める基本計画
  - ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)の第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」にあたる「前橋市DV防止基本計画」を包含
- ①基本目標は、条例の基本理念の達成をめざすもの(条例の基本理念を基本計画の基本目標とし、施策を組み立てる)
- ②市民と協働して進める計画

##### 【構成】



# 次期基本計画策定について

## 1 計画の策定体制について



## 2 目的

理念、計画の位置づけ等は現計画を基本とし、市民意識調査の結果を反映し、課題の検討を行い、改善を図る。

## 3 計画の期間

令和9年度～令和13年度(5年間)

計画策定時期を国・県の計画策定の翌年にするこで新規施策等をいち早く取り入れるとともに、計画期間を国・県と合わせるこで、双方の計画の整合性を図る。

	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
前橋市	第四次計画				第四次計画 (改訂)			第五次計画					第六次計画						
県	第三次	第四次計画				第五次計画				第六次計画				第七次					
国	第三次	第四次計画				第五次計画				第六次計画				第七次					

#### 4 名称

「まえばし Wind プラン」の名称と精神を継承する。

「前橋市男女共同参画基本計画(第6次)「まえばし Wind プラン」(案)」としたい。

##### 計画名称「まえばし Wind プラン」の由来

市民からの提案で、本市女性行動計画(平成 10 年策定)につけられた名称「まえばし Wind プラン 21」が始まりで、前橋市に新しい風を吹かせたいという願いが込められていた。

女性行動計画の風にはキーワードがあり、「平等」「参画」「自立」「交流」の 4 つの風が、市内に吹き渡ることを目標にしていた。これは、計画策定にかける市民の願いでもあり、計画の精神ともいえる。

この精神を引き継いだものが、本市男女共同参画基本計画(第二次)「まえばし Wind プラン 2004」(平成 16 年策定)、同計画(第三次)「まえばし Wind プラン 2009」(平成 21 年策定)、同計画(第四次)「まえばし Wind プラン 2014」(平成 26 年策定)、同計画(第5次)「まえばし Wind プラン」(令和 2 年策定)である。

#### 5 計画の内容

##### (1) 方向性

本計画は、男女共同参画社会基本法に示された基本理念や考え方にに基づき、本市のあらゆる分野における男女共同参画推進のために取り組むべき課題や方針を明らかにし、総合的・計画的推進のための施策を具体的に示す。

その中でも、社会情勢の変化や国・県の動向を捉えた上で、本市として必要性の高い項目に焦点化し、実効性のある計画とする。

例えば、女性の様々な困難に対する対応、多様性、生涯にわたる健康支援など、新たな課題を捉え、施策の方向性を示していく。

##### (2) 特徴

・令和7年度実施の「男女共同参画に関する市民意識調査」の調査結果を基礎資料とし、市民の意識や行政に対するニーズを捉えて計画に反映する。

・現計画と同様、次期計画にも「前橋市DV防止基本計画」を包含し、DV防止法に規定される市町村計画として位置づける。

・さらに「前橋市困難な問題を抱える女性への支援計画」を包含し、困難な問題を抱える女性支援法に規定される市町村計画として位置づける。

・計画の基本目標は、条例の基本理念の達成をめざすものとし、行政だけでなく市民と協働して進める計画とする。

##### (3) 推進体制

前橋市男女共同参画審議会

男女共同参画庁内推進会議(関係部課長)

男女共同参画庁内推進会議ネットワーク会議(施策担当課)

#### (4) 進行管理

基本計画に位置づける具体的な施策の実施状況報告を毎年度まとめ、男女共同参画審議会において審議する。

#### (5) パブリックコメント

前橋市パブリックコメント手続要綱第3条第2項第5号によると、公募による委員を委嘱した審議会等が策定した答申、報告等を基に政策等の策定を行うときは、パブリックコメントを実施しないことができるが、現段階では実施予定とする。

#### (6) 業務委託

策定にあたっては、コンサルティング会社への業務委託は行わないこととする。

### 6 次期計画策定にあたっての課題

#### (1) 国、県の男女共同参画基本計画との整合性

令和7年度に国の第6次基本計画及び群馬県の第6次基本計画が策定されているため、本市の次期計画策定時においても、国・県の施策の方向性を反映し、整合性を図ることが必要だと考える。

#### (2) 女性の様々な困難に対する対応

現計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」にあたる「前橋市DV防止基本計画」を包含していることから、国の法改正に則した見直しが必要である。

特に、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布されたことに伴い、女性をめぐる課題は、複雑化、多様化、複合化しており、それぞれの状況に応じた包括的な支援が必要である。

#### (3) 本市他計画との連携について

庁内他課で策定している第七次前橋市総合計画や前橋市こども計画などと連携・調整を図りつつ策定する必要がある。

#### (4) 成果指標について

男女共同参画推進については、本市におけるあらゆる分野の施策と関連し、毎年度公表する実施状況報告書において自己評価を行い、男女共同参画審議会での審議を経て市民に公表している。しかし、男女共同参画社会の形成にどれだけ寄与したかという視点による具体的な成果が見えづらい事業もある。

例えば、啓発事業において、事業実施回数を成果目標とすると目標値を下回った時、自己評価も下がってしまうことがあったが、多様化している中で、継続した啓発は行われており、実際は色々な取組が行われています。工夫と充実度も踏まえて、よりわかりやすい成果目標を設定し、その達成度の進行管理を有効かつ効率的に行うための見直しが必要である。